

郡山市社会福祉協議会「歳末たすけあい運動配分事業」
令和 7 年度『歳末たすけあい運動配分事業』実施要領Ⅱ

1. 目的

福祉的支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう歳末たすけあい運動が行われます。

この『歳末たすけあい運動配分事業』は、歳末たすけあい運動配分事業実施要綱による事業の一環として、地域住民の参加・協力により福祉のまちづくりにつながる各種の地域福祉活動に対し、その活動費の一部を配分するものです。

2. 対象団体

郡山市内の地域の支え合い活動に取り組んでいる団体・ボランティアグループ・NPO 法人などの市民活動団体で、次の要件を満たす団体とします。

- (1) 団体の運営が自主性、非営利性、公開を原則としていること。
- (2) 会則、事業計画、予算、決算などが整備されていること。
- (3) 複数の事業所を展開している場合は、その法人主体のみが申請の対象になります。（例：A 法人 B 事業所、A 法人 C 事業所、A 法人 D 事業所とある場合は、A 法人が申請の対象）

※別紙要領Ⅲと重複して申請することはできません。

3. 対象事業及び対象期間

別表の通り

※下記の事業は対象外です。

- ・公費ならびに公的団体等から支援を受けて行う事業
- ・同種の支援を受けることが可能な事業
- ・会員・構成員同士の親睦のみを目的とした事業

4. 配分金

50,000 円以内（対象の事業をすべて合算した総事業費の 80% 以内とし、千円未満は切り捨てとします。）

5. 申請方法

別紙様式 1 に必要事項をご記入のうえ、令和 7 年 9 月 1 日（月）～ 9 月 30 日（火）の期間内に、本会事務局へ提出してください。

6. 配分金の交付

令和 7 年 12 月中旬以降順次予定（団体名義の指定口座に振り込み）

※令和 7 年 12 月 1 日から始まる歳末たすけあい運動募金を財源とするため

7. 実施報告について

配分事業終了後、速やかに別紙様式 2 により本会事務局へ提出してください。

また、実施内容に変更があった場合は、別紙様式 3 により本会事務局へ提出してください。

8. 問い合わせ・申請先

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（事務担当／地域福祉課）

〒963-8024 郡山市朝日 1 丁目 29-9 郡山市総合福祉センター内

TEL 932-5311 FAX 932-6768